

# 岐阜県公報

## 目次

### 告示

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示の一部改正

(職員厚生課)

ページ  
一

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示の一部改正

(同)

二

### 議会告示

岐阜県議会の保有する個人情報保護に関する条例の施行に関する規程の一部改正

(議会総務課)

二

号外 (14) 令和八年四月一日

## 告示

岐阜県告示第二百二十六号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条の二第一項及び第五条の三第一項の規定に基づく知事が定める額に関する告示(平成四年岐阜県告示第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和八年四月一日(以下「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江崎 禎英

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	五、七九九円	一四、五九七円
二十歳以上二十五歳未満	六、二六〇円	一四、五九七円
二十五歳以上三十歳未満	六、八七四円	一六、一九一円
三十歳以上三十五歳未満	七、一五七円	一九、六一〇円
三十五歳以上四十歳未満	七、五三四円	二二、四九九円

四十歳以上四十五歳未満	七、六九七円	二四、〇八四円
四十五歳以上五十歳未満	八、〇〇七円	二六、二三八円
五十歳以上五十五歳未満	七、八二二円	二六、八六八円
五十五歳以上六十歳未満	七、五三六円	二七、九四九円
六十歳以上六十五歳未満	六、四五〇円	二三、一三七円
六十五歳以上七十歳未満	四、四〇〇円	一七、七五五円
七十歳以上	四、四〇〇円	一四、五九七円

岐阜県告示第二百二十七号

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例に基づく知事が定める金額の指定に関する告示（平成八年岐阜県告示第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

改正後の規定は、令和八年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和八年四月一日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

表常時介護を要する状態の項中「八万五千四百九十円」を「九万七千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「四万二千七百円」を「四万五千四百円」に改める。

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の施行に関する規程（令和五年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年四月一日

岐阜県議会議長 小 原 尚

第三条第十六号中「第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号」を「第二条の二第一項に規定する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年四月一日発行

発行者 岐 阜 県 庁

岐阜市藪田南二丁目一番一号

編 集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社